

第9回 久留米市景観審議会 議事次第

日時：令和3年10月11日（月曜）10：30～
（ウェブ会議の方法による会議）

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 久留米市景観審議会について
 - 1) 久留米市景観審議会の統合の報告
 - 2) 委員の紹介
 - 3) 会長の選出
 - 4) 久留米市景観審議会におけるウェブ会議に関する要領について
 - 5) 専門部会（車体利用広告物デザイン審査部会）について
- 4 その他
- 5 閉会

久留米市景観審議会委員名簿

R3.7

	区 分	氏 名	役 職 名
1	学識経験者	大森 洋子	久留米工業大学 建築・設備工学科 教授
2	〃	山下 三平	九州産業大学 建築都市工学部 都市デザイン工学科 教授
3	〃	本間 美奈子	久留米大学 法学部 教授
4	〃	柴田 久	福岡大学 工学部社会デザイン工学科 教授
5	〃	高取 千佳	九州大学大学院 芸術工学研究院 環境デザイン部門 准教授
6	関係団体の 代表	松村 知樹	福岡県 建築都市部 都市計画課長
7	〃	中尾 伸一	福岡県広告美術協同組合連合会 会長
8	市民代表	森山 秀子	久留米市美術館 副館長
9	〃	中村 仁美	福岡県建築士会
10	〃	籟 敏博	久留米市校区まちづくり連絡協議会

久留米市景観審議会の概要
(目的・役割・統合等)

1. 久留米市景観審議会の概要

○ 目的

久留米市景観審議会とは、久留米市景観条例第19条第1項の規定に基づき設置されたものであり、景観及び屋外広告物に関する市長の諮問に応じて、審議を行い、答申を行う市の附属機関です。

本市景観条例の目的としては「良好な景観の形成」、屋外広告物条例の目的としては「良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止」があり、これらの目的を実現するために本市景観審議会を設置しております。

久留米市景観条例 第19条第1項

本市の景観の形成及び屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物（以下「広告物」という。）に関する事項について調査審議を行うため、久留米市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

○ 役割

＜景観形成に関する事項＞	＜屋外広告物に関する事項＞
①景観計画の変更に関わる審議（景観重点地区の指定、景観形成基準の変更など）	①許可基準、適用除外基準、許可地域、禁止地域の指定の審議
②景観法に基づく届出の審議（必要に応じて）	②屋外広告物条例に基づく許可申請の審議（必要に応じて）
③勧告・変更命令の審議（必要に応じて）	③広告景観協定地区の指定の審議
④景観重要建造物、樹木の指定の審議	
⑤その他良好な景観形成に必要な事項の審議	

2. 統合について

統合の実施) 令和3年7月1日に、久留米市屋外広告物審議会を久留米市景観審議会に統合
屋外広告物審議会の役割（上記の＜屋外広告物に関する事項＞）を景観審議会の役割に追加

統合の理由) 屋外広告物は景観形成の重要な構成要素であり、相互に関連性があることから、一体的かつ効率的に審議し、効果的な施策の展開を図るため

3. 関連する法令・条例等

法令) 景観法、屋外広告物法

計画) 久留米市景観計画

条例) 久留米市景観条例、久留米市屋外広告物条例

規則) 久留米市景観条例施行規則、久留米市屋外広告物条例施行規則、久留米市景観審議会規則

要綱) 久留米市景観審議会運営要綱、久留米市車体利用広告物デザイン等指導要綱 など